

## 二日市コミュニティ運営協議会規約

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 会員（第6条）
- 第3章 役員（第7条—第9条）
- 第4章 会議等（第10条—第19条）
- 第5章 会計（第20条—第21条）
- 第6章 情報公開（第22条）
- 第7章 雑則（第23条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 この会は、二日市コミュニティ運営協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 協議会は、二日市地域住民の総意に基づき連帯協調して自治意識の向上を図るとともに、地域の共通課題等の解決に努め、市と協力し、住み続けたいまちづくりを推進することを目的とする。

#### （事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の総合的施策に関すること
- (2) 環境、防災・防犯、教育、福祉、スポーツ・文化、経済振興などの地域課題の解決に関すること
- (3) 地域住民の親睦及び交流に関すること
- (4) 市の行政施策に対する支援、協力又は要望に関すること
- (5) 広報に関すること
- (6) その他目的達成のために必要な事業

#### （区域）

第4条 協議会の区域は、都府楼団地区、杉塚区、塔原区、大門区、六反区、鳥居区、次田区、大坪区、本町区、入舟区、中央区、栄町区、昭和区、湯町区、武蔵区、上古賀区、京町区、宮田町区、曙町区、松ヶ浦区、天拝坂区とする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、筑紫野市二日市中央五丁目5番18号二日市コミュニティセンター内に置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 協議会の会員は、第4条に掲げる区域内に住所を有する個人とする。ただし、区域内で活動する団体、事業所が協議会への加入を希望した場合は、役員会の承認を得て、会員となることができる。

第3章 役員

(役員構成)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

3 役員は、運営委員会で選考し、総会で承認する。ただし、役員に欠員が生じた場合は補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 補充役員選任は、運営委員会の承認を得て行い、総会で報告するものとする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会運営に関する事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 協議会は、顧問を置くことができる。

2 会長は、顧問に対し、協議会の活動についての指導、助言その他協力を求めることができる。

3 顧問選任は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第4章 会議等

### (会議の種類)

第10条 協議会の会議は、次に定めるものとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 部会
- (5) 実行委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 特別委員会

2 前項の会議の構成、運営及び議決事項等については、この規約に定めるもののほか、別に定める。

### (総会)

第11条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

- 2 総会は、年度初めに会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、代議員をもって構成する。
- 4 総会は、代議員の過半数（委任状の提出者を含む。）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 6 代議員については、別に定める。

### (総会の議決事項)

第12条 次の事項は、総会で決する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業報告及び事業計画
- (3) 決算及び予算
- (4) 協議会役員承認（ただし、補充役員承認を除く。）
- (5) その他協議会の運営に関し、特に重要と認められる事項

### (役員会)

第13条 役員会は、第7条に掲げる者のうち、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 役員会は、第2条の目的を達成するため、コミュニティづくりに資する様々な情報を収集し、協議会の活動の活性化に向けて基本的な方策等を示すものとする。

(運営委員会)

第14条 前条の役員会が示す基本的な方策を協議する場として、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、監事を除く役員、第15条第2項に定める各部部长・副部长及び区域内の地縁団体の代表者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、前条の役員会の基本的な方策を具体化し、協議会の運営について適正かつ効果的に事業が推進できるよう指導・助言するものとする。

(部会)

第15条 協議会の活動を推進し、第2条の目的を達成するために、次の部会を置く。

- (1) 安全・安心部会
- (2) 福祉部会
- (3) 地域活動部会

- 2 各部会に、部部长、副部长を置く。
- 3 部部长及び副部长は、互選により決定する。
- 4 部会を構成する団体等は、別に定める。

(実行委員会)

第16条 協議会は、区域内全域にかかる事業を行うために、運営委員会の承認を得て実行委員会を設置することができる。

- 2 実行委員会は、実行委員をもって構成する。

(広報委員会)

第17条 協議会は、区域内の住民に必要な情報を提供するため、役員会の承認を得て広報委員会を設置することができる。

- 2 広報委員会は、広報委員をもって構成する。

(特別委員会)

第18条 協議会は、協議会に関わる重要な案件を協議するため、運営委員会の承認を得て特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(事務局)

第19条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。

第5章 会計

(協議会の経費)

第20条 協議会の運営に要する経費は、受託料、交付金、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第6章 情報公開

(情報公開)

第22条 協議会の会議録及び会計内容等については、原則として公開する。

## 第7章 雑則

(その他)

第23条 この規約で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会で協議のうえ会長が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規約は、平成26年12月20日から施行する。
- 2 この規約の規定に基づき平成26年12月20日から役員となる者の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成27年4月1日以後初めて総会を開催する日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度は、第21条の規定に関わらず、設立の日から平成27年3月31日までとする。